

## 第4回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和元年8月2日(金) 午後1時30分～午後3時05分

2、開催場所 鹿島市役所 5階 大会議室

3、出席委員 11名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 1名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 6番 大町朝子委員 8番 廣瀬幸治委員

②第2 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について  
 議案第 15号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第 16号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第 17号 農業経営基盤促進法18条の既定による農用地利用集積計画について  
 報告第 6号 農地等形状変更届出について(保留分)

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
局長補佐	星野 晃希
書記	峰松 一実
書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	席順	委員名	出欠
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	×
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	11名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
中村・土井丸・森・組方・本町・乙丸	中尾 雅明	
南川・筒口・大殿分・貝瀬・土穴・本城	山口 茂喜	

## 7. 会議の概要

事務局	<p>只今から第4回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、坂本委員の欠席及び11名の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。6番大町委員と8番廣瀬委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつづく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意をお願いします。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願ひします。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。本日の議題は議案3件と報告2件であります。 早速、審議に入ります。報告第3号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてを議題とします。本件につきましては一括して審議をします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1ページをご覧ください。報告第5号農地法第18条第6項の規定による解約報告についてでございますが、記載のとおり番号1から5までの5件となっております。合計20筆で面積が17,246平米となっております。内訳は田が4筆7,151平米、畑が16筆10,095平米でございます。解約事由は双方合意による農地法第5条の申請のためが2件、農地法第3条申請のためが1件、借人からの申し出のためが1件、借人変更のためが1件となっております。2番についてですが、この案件は条件付賃貸借の解約となっております。以上で報告第5号の説明を終わります。</p>
議長	<p>質問はありませんか。</p>
9番委員	<p>5番の借受人と貸出人の関係は？</p>
事務局	<p>2人はご夫婦です。今回借受人ととの解約をし、自己管理をするものとなっております。</p>
議長	<p>他に質問はありませんか。</p>
議長	<p>無いようなので、これで報告第5号を終わります。  次に議案第15号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは1番についてですが、4番の場所も近いということで併せて説明します。総会議案・説明資料は3ページ、位置図は1ページをお開きください。1番から説明します。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっております。登記面積は824平米でございます。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん61歳、公務員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん94歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要ですが太陽光発電装置216枚、356.40平米と通路その他467.60平米となっております。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は水路、西は道路、南と北は畑になっております。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで</p>

	<p>条件もありとなっています。</p> <p>続いて4番の説明をします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっています。登記面積は982平米でございます。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん 63歳、自営業の方です。譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さん 85歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要ですが太陽光発電装置216枚、356.40平米と通路その他625.60平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は水路、西は宅地、南と北は畑になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件もありとなっています。説明は以上です。</p>
議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いします。
10番委員	<p>今回申請された2筆については前月の総会で審議した太陽光発電の隣接地になります。場所は〇〇区から〇〇区に登る市道を進み、更に登った〇〇区と〇〇区の境になります。申請地付近の市道沿線200メートル位は区画の整った農地が広がっていますが、端の1筆を除いて荒廃地となっています。昨月の総会で許可となった案件と今回の2件の申請のことで6月19日に〇〇公民館で農業委員、最適化推進員、〇〇区の関係者の方、区長さん始め4人と〇〇不動産で話し合いをしました。その場には事務局からも同席してもらいました。その時は太陽光発電に対して、区としては反対しないということでした。規則を守ってしてもらえば、いいですよとの同意もしてもらいました。このときに代理人である〇〇不動産が3筆分の印鑑を同意書に取られていれば良かったのですが、書類の不備等があって、今回申請の2筆は印鑑を押してもらわれていますが、あと1筆については印鑑をもらえずに後日印鑑をもらいに行かれたのですが、押してもらえなかったということでした。</p> <p>同意をされない理由について確認をしましたが、周囲の農地やその営農に関してのことではありませんでした。6月の話し合いの際に、区長さんから〇〇区としては反対しないとおっしゃいましたので、最適化推進委員と農業委員の私も同意をいたしました。</p>
議長	7月の案件は同意なしで通して支障はなかったのでしょうか。
事務局	6月に話し合いを行い、担当農業委員・推進委員も営農には影響がないと判断されていますし、同意書は法定書類とはなっていないので先月の総会議案に上げています。
3番委員	備考欄が条件有りとなっていますが、条件とは何ですか。
事務局	太陽光発電の周りにフェンスを付ける予定ですが、そのフェンスに設置者の氏名、連絡先を書くことと施工の不具合があった場合は協議の場を設けることになっています。
議長	申請地の周辺は〇〇不動産が今後も太陽光発電を設置していく予定か。
10番委員	申請地の下の方に山林がありますが、そこにも設置される予定です。他にも周囲には農地がありますが、今後そこにも設置されていくのではと思います。
2番委員	パイロット事業とは関係ないですか。
議長	パイロット事業の区域からは外れています。
3番委員	申請人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親戚関係ですか。
事務局	この2人が親戚関係かは確認が取れていません。
議長	申請地とその周辺はかなり荒れている状況で、所有者の方も高齢で地元に住んでいない方なのでここで私たちが否決するのは難しいかと思います。10番委員さんの負担にはなりますが、ここからまた広がっていくのであれば地元の人も含めて1回調整する必要があると思います。
11番委員	この土地は反当りいくらですか。
事務局	反当り〇万円台になります。
1番委員	ここは〇〇区の水源に係る問題になっている所ですか。
10番委員	それはここよりも少し上になります。数年前に〇〇不動産が原野に設置した太陽光発電のことです。
議長	申請地は周囲の状況的にも許可せざるを得ないかなと思います。
議長	他に質問はありませんか。

	無いので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番と4番は許可相当として県へ送ります。  それでは2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	2番の説明をいたします。総会議案・説明資料は同じく2頁。位置図の2頁も併せてご覧ください。土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑で、登記面積は582平米です。譲受人は〇〇区の株式会社〇〇という再生エネルギー事業所で、譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん96歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要ですが太陽光発電装置189枚、311.85平米と通路その他270.15平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況は東が道路、西は畑、南は水路、北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件なしとなっています。番号2の説明は以上です。
議長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いします。
3番委員	申請地は〇〇不動産の自宅の前になります。5月に〇〇不動産の方から隣接の方の同意を得られないという相談があったので現地を見に行きました。隣接の方たちは若干法面が崩れたところを〇〇不動産が勝手に工事を行ったとおっしゃっていました。現地を見たところ特に問題あるような工事の仕方ではありませんでしたが、見に行った時は既に畑の状態ではなく、重機をいれて綺麗にしてある状況だったので、これは事前着工になるので元の畑の状態に戻すように注意をしました。 後日〇〇不動産が家に見えたので元に戻す約束で同意の印鑑を押しました。5月に確認をしたので6月に総会に出ると思ってまいりましたが、出てきませんでした。どうして出てこないかと不審に感じていましたが、恐らく草が生えてきたら畑のように見えるだろうという理由から放置していたものと思われます。こういったことを踏まえて、現地を見に行った農業委員の方たちの意見を聞きたいです。
議長	確かに私も見に行った時、綺麗にしてあるなと思っていました。
議長	申請地に既にフェンスがしてありましたが、自分でされているのですか。
3番委員	自分でされています。
事務局	〇〇さんの方から経緯を説明した書類が提出されているので読み上げます。 申請地を工事した経緯は、昨年集中豪雨があった際に申請地の両壁が崩れて土が下の道路に流れ込んだためです。その時点では畑として放置しようと思いましたが流れ込んだ土で道路を汚したり、道路側溝を詰まらせる恐れがあることで近隣住民からの苦情があつて、あえて放置せず工事を行い、雑草が生えた状態で放置をしていました。農地法5条許可後に整備をするべきでしたが、あえて放置をしなかったのは下流域近隣住民に迷惑をかけないためでもありました。その点も踏まえて農業委員のみなさんにはご理解をいただきたいと思っています。
3番委員	法面が崩れたのも工事をしたことが原因だと思います。畑のままにしておけば崩れなかったはずです。
議長	〇〇さんは他に農地をもっていますか。
5番委員	はい。他にも持ってらっしゃいます。
議長	事前着工の前の状態に戻すとなったら、〇〇さんがすることになりますか。
11番委員	〇〇さんがするのは難しいでしょう。
議長	事前着工も気になるし、法面が崩れた原因もそれが関係しているかもしれないとなると採決はなかなか難しいかなと思います。
議長	ここで採決を取って、県に送るのは私たち農業委員も納得できないですし、近隣の方の意見もありますので2番は継続審議として、次回〇〇不動産の方に来てもらって説明をしてもらうということでもいいですか。



	○区の○○○○さん 61 歳、会社員の方です。転用の目的は建売分譲住宅でその概要は 7 件の建売分譲住宅 1,766 平米と道路その他 365 平米になっています。農地区分は 2 種農地で、周囲の状況ですが東は田、西は宅地、南は水路、北は宅地と田となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件なしとなっています。なお、公有水面占用申請、里道・水路形状変更申請がされています。番号 5 の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
9 番委員	東は田、西は宅地となっていますが、宅地との間に里道があります。国道から南の方に幅 50 センチほどで伸びています。南側が水路になっていますが、幅 45 センチの U 字溝となっています。この案件は 3 月に出そうと思っていたが、事情があつて遅くなつたと行政書司の方から説明がありました。 また、西側に家がありますが、そこと高低差が低いとこで 1.5 メートル程ありました。宅地造成する際は同じ高さにするとのことでした。里道については払い下げをお願いしているとのことでした。ここの出入りは西側の○○さんと○○さんの間にある道路からになるそうです。
議長	ここの出入りは隣の団地からと言われましたが、同じ不動産屋が関わっているのですか。
9 番委員	隣の団地は 5 月の総会でも出ましたが、○○建築さんが行っています。
事務局	西側の道路を T 字に伸ばすそうです。
議長	何か質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、5 番は許可相当として県へ送付します。  次に議案第 16 号農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、番号 1 の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の 4 頁と 5 頁をご覧ください。議案第 16 号の番号 1 について説明いたします。位置図は 6 頁、7 頁、8 頁を併せてご覧ください。土地の所在は○○字○○○番地、外 10 筆でございます。登記地目・現況地目は 10 筆が畑で、字○○○○番地○だけが田となっています。登記面積は畑が 5,452 平米、田が 3,839 平米です。譲受人は○○区の○○○○さん 52 歳、農業の方です。譲渡人は同じく○○区の○○○○さん 78 歳、農業の方です。譲受・譲渡理由は贈与によるとなっています。農地法第 3 条の現地確認調書につきましては、○○委員さんと○○農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。 番号 1 の説明は以上です。
議長	何か質問はありますか。
10 番委員	この案件で相続税は発生しますか。
事務局	相続税がかからないように、行政書士の方と相談しながら進められているようです。
議長	質問はありませんか。無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	1 番は全員賛成として取り扱います。  次に議案第 17 号農業経営基盤強化促進法 18 条の規定による農用地利用集積計画について事務局の説明をお願いします。
事務局	次に議案第 17 号について説明いたします。総会議案・説明資料は 6 頁から 8 頁までとなります。この案件につきましては 1 議案の 14 件でありまして、今回中間管理事業の案件はございません。利用権設定されているのが 14 件で、そのうち再設定(更新)が 7 件で、新規が 7 件です。利用権を設定されている 14 件のうち、使用貸借権が 3 件で、賃貸借権が 11 件で、賃貸借権 11 件のうち、現金扱いが 3 件で、物納扱いが 8 件です。契約期間については、20

	<p>年が1件、10年が5件、6年9ヶ月が1件、5年が5件、3年が1件、2年が1件となっています。使用貸借権が設定されている案件について個別に若干説明いたします。1番ですが、貸し手と借り手の関係は実の親子です。これまでも借り手の〇〇さんが管理をされてきているとのことであります。11番は貸し手が家庭菜園として使用されてきた農地を佐賀に引越すため、〇〇さんに預けたいとのことでした。13番は使用貸借の更新です。9番は5月の総会で同じ字の〇〇の田を期間7年で諮られていましたが、このときに上げ損なったということで今回諮られています。契約終了の時期をこれに合わせるため、6年9ヶ月にされています。議案第17号の説明は以上です。</p>
議長	何か質問はありませんか。
9番委員	12番は借り手が86歳の方ですが、実際に耕作されているのですか。
事務局	実際の耕作者は息子さんになります。鹿島市の台帳になかったため、〇〇さんの名前で載せています。事務局の方で息子さんの年齢と住所を調べまして、議案書の訂正を行っておきます。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。 次に報告第6号前回7月保留分の農地等形状変更届出について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>総会議案・説明資料の12頁をご覧ください。報告第6号の1番について説明いたします。位置図は9頁を併せてご覧ください。土地の所在地、地目、届出人(所有者)、周囲の状況は前回説明しましたので、割愛いたします。形状変更の事由及び変更後の利用目的ですが、元々田を耕作してもらっていたが、作り手がいなくなり、申請人も高齢なため水田としての利用が困難なので畑として利用したいとのことでした。また、上流から水が入って来なくなったと申請人からありました。上流とは申しますと南の田になっている所でございまして、こちらの2筆は平成26年2月3日付けで田から畑への転換の許可を取られています。前回の総会後の経過につきましては、総会で他に作り手がいないのか検討すべきという意見があり、その後担当農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんで作り手を探してもらいましたが、見つからなかったため再度提出するに至っております。また、ご本人にも大豆を作れないかと確認しましたが、体力・農機具等が無いということから無理だという確認をしています。申請地は農振除外地です。地元の協議ありで条件はなしとなっています。説明は以上です。</p>
議長	<p>先月できれば、(水田として)耕作してもらいたいということで保留した案件です。その後、担当農業委員と最適化推進委員で耕作できる人を探してもらいましたが、見つからなかったという報告を受けました。改めて今日事務局長と現地を確認しましたが、用水のためにポンプアップしないといけないため厳しいと思いました。申請人の方は自宅の周りにも畑をお持ちで、ここまで果たして耕作できるのかなという心配もあります。耕作してもらえないということなので仕方がないと思います。</p> <p>何か質問はありませんか。無いようなので、報告第6号につきまして、採決します。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>賛成全員により、報告第6号は承認することといたします。</p> <p>以上を持ちまして、本日提出された議題審議を終わります。</p>
	(午後3時05分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和元年 8月2日  
鹿島市農業委員会

会 長 ⑩

6番委員 ⑩

8番委員 ⑩

事務局長 ⑩